

宮城県保健環境センター運営方針

1 基本目標

保健環境センター（以下「センター」という。）は、保健衛生及び環境保全に関する試験検査、調査研究等（以下「試験検査等」という。）を行い、その成果を適切に施策へ反映させることにより、県民が健康で安心して暮らせる生活環境の確保と豊かで快適な環境を創出することを基本目標とする。

2 運営方針

センターが行う試験検査等の業務に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

(1) 県民ニーズの反映と成果の普及

県民が抱える保健や環境に関する問題を明らかにし、解決するためには、科学的な情報の提供が重要であることから、県民ニーズの的確な把握に基づく試験検査等の推進とその成果の施策反映及び関連情報の公開が必要となっている。試験検査等の成果を公開することは、センターが行う業務について県民との相互理解と連携につながることから、今後とも積極的に推進する。

(2) 効率的、効果的な業務の運営

本県の保健や環境に関する諸問題や行政の要望に的確かつ迅速に対応するため、試験検査等を担う人材の育成、施設・設備の効率的、効果的な運用に努める。また、試験検査等の質の向上と必要な成果をあげるため、業務の企画や進行管理などの強化を図る。

(3) 業績評価の推進

調査研究では取り組むべき分野や課題の方向及び目標を設定し、成果に至る過程や県民に対する有益性について外部有識者から評価を受ける。また、その他の試験検査、監視・測定等の実施にあたり、限られた人的・物的資源を有効に活用してその成果を施策に反映させるため、業務内容及び目標の明確化、さらにその取組状況や成果等について業務の評価を行うなどの業務運営に努める。

(4) 行政課題の解決や施策立案への提案

関係機関と連携し、行政課題の解決や施策立案への提案につながる新たな技術や手法に関する研究、感染症予防や環境負荷の低減など予防対策技術、モニタリング手法や解析手法に関する研究開発的な業務の推進に努め、必要な調整を行い、その成果の積極的な活用を図る。

(5) 健康危機管理体制の確保

県民の生活に直結する健康危機管理は、センターの主要な業務として位置づけられており、緊急事態に迅速かつ的確に対応して原因究明を行い、被害の拡大防止を図る体制の整備や関係機関との連携が必要である。このことから、平常時から関係機関との連携の構築、核となる技術職員の人材育成、検査実施体制の確保等とともに、実践型訓練の実施に努め、緊急時に迅速に対処できるよう備える。

3 業務の推進方向

(1) 県民の健康と環境保全に関する戦略的な試験検査等の推進

ア 感染症・食中毒予防と汚染経路の解明等

感染症・食中毒予防対策を行うほか、流行予測により感染を未然に防止するため、感染症等に係る調査研究及び感染症発生情報の収集、解析、提供を行う。

- イ 健康影響に関する試験検査等の推進
感染症等の健康影響に関する疫学的な調査研究及び化学物質の健康影響に関する調査研究を行う。
 - ウ 食品等の安全確保
日常的に摂食する食品、飲料水等の安全性に関する調査研究を行う。
 - エ 環境負荷の把握・予測解明、影響評価
環境汚染による環境変化の解明、環境負荷の低減化や環境修復等の対策技術に関する調査研究を行う。
 - オ 実践的、戦略的な試験検査等の推進
試験検査等の業務評価を踏まえながら緊急性、先進性、重要性等を勘案し、研究分野、課題及び目標を明確化するほか、大学や他の研究機関との連携を図る。
- (2) 専門的かつ高度な技術を要する試験検査及び分析測定の実施
- ア 感染症予防対策の推進
専門性の高い技術を要する毒素産生、遺伝子操作等の検査により感染症予防対策を推進する。
 - イ 食品、家庭用品、医薬品等の安全対策の推進
食品や家庭用品の規格検査、食品中の残留農薬等の検査、食中毒検査及び医薬品の適合性検査等を行い、安全対策を推進する。
 - ウ 発ガン性、環境ホルモン作用等を有する有害化学物質対策
環境中の微量有害化学物質の実態把握と影響評価に関する調査を行う。
 - エ 環境モニタリングの推進
地球環境問題に対処するため、長期的な環境モニタリングを行う。
 - オ 福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質対策
流通食品や水道水の放射性物質検査及び海水、浄水発生土等の放射性物質の測定を行う。
- (3) 保健・環境情報の収集解析とレファレンス機能の強化
- ア 保健・環境情報の収集解析、提供
保健・環境情報の収集解析を行い、試験検査等の成果を積極的に県民に提供する。
 - イ 保健・環境学習の推進
県民に対し、保健や環境に関する知識の普及啓発を図る。
- (4) 保健・環境施策に関する技術支援の推進
- ア 技術研修・指導の推進
市町村職員、保健所職員に対する技術研修・指導及び研修生の受け入れを推進する。
- (5) 保健・環境分析及び測定技術等の習得と精度管理の推進
- ア 職員の技術研修
職員の資質の向上及び先進的技術の習得のため、国や他の自治体研究機関、大学等が主催する研修・講習会に積極的に派遣する。また、関連学会や県が実施する研修等に積極的に参加する。
 - イ 検査精度管理の推進
最新の検査・分析の手法を取り入れたうえで、内部精度管理及び外部精度管理を的確に実施するとともに、管理体制の充実を図る。

平成17年9月1日	制定
平成30年6月14日	改正
令和7年4月24日	改正